

(証券コード 2814)
2021年6月10日

株 主 各 位

愛知県小牧市堀の内四丁目154番地
佐藤食品工業株式会社
代表取締役社長 清水 邦雄

第67期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第67期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市新小木二丁目33番地
ルートイングランティア小牧 3階 ロイヤルホール
(昨年と会場が異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第67期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告の内容及び計算書類の内容の報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件

当社第67期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、株主の皆様の安全を最優先に、書面又はインターネット、スマート行使による事前の議決権行使をご活用いただくことも、ぜひ、お考えいただきますよう、お願い申し上げます。

次ページへ続きます

当社役員および当社運営スタッフはマスク着用にて対応させていただきます。
当社ではご出席される株主様に、

- ・ご出席者同士の距離を開ける
- ・マスクの着用をお願いする
(お忘れの方には予備のマスクをご用意します。)
- ・検温を行わせていただくことをお願いする
- ・受付および会場に消毒液を用意する
- ・会場の換気を行う

などの対応をさせていただきます。

なお、その他、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.sato-foods.co.jp>) にてお知らせいたします。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒、ご理解くださいますよう、お願い申し上げます。

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人によるご出席の場合は、議決権を行使できる当社の他の株主1名様を代理人にご指定のうえ、代理権を証明する書面を当社にご提出ください。
- (2) 各議案について、議決権行使書用紙に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

5. インターネットによる議決権行使の際の注意点

(インターネットにはスマート行使も含まれます。)

- (1) インターネットによる方法と郵送による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以 上

-
1. 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sato-foods.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席されない場合

●書面による議決権行使●

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

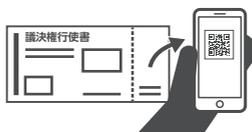


同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

●「スマート行使」によるご行使●

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取りのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては4頁
をご覧ください。

●パソコン等によるご行使●

行使期限

2021年6月28日(月曜日)
午後5時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては5頁
をご覧ください。

当日ご出席される場合

●株主総会へ出席●



株主総会開催日時

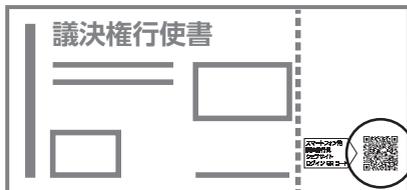
2021年6月29日(火曜日)
午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

●「スマート行使」によるご行使 ●

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

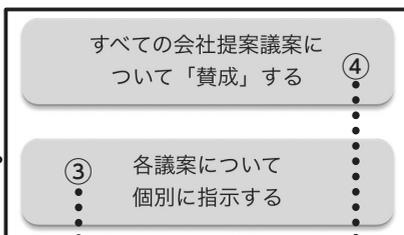


※QRコード®は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

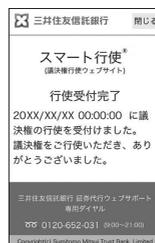


③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了！



一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

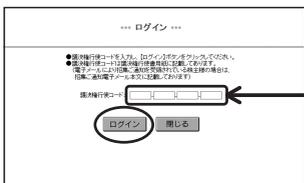
● パソコン等によるご行使 ●

① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



② ログインする

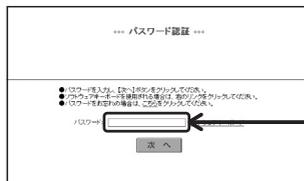


議決権行使コード



同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。

③ パスワードを入力する



パスワード



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、
以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使に関する
パソコン等の操作方法について ☎ 0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、2020年4月に新型コロナウイルス感染症(以下、「本感染症」といいます。)の感染拡大により、緊急事態宣言が発出されるなど社会経済活動が大幅に制限された結果、個人消費は低迷し、景気は急速に悪化しました。

5月の緊急事態宣言解除後は、段階的に社会経済活動が再開され、政策効果を伴って持ち直しの動きも見られましたが、11月以降に本感染症が再拡大し、2021年1月に2度目の緊急事態宣言が発出された他、変異株の感染拡大が懸念されるなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。海外経済につきましても、各国で本感染症のワクチン接種が始まったものの、世界的な感染収束時期は見通せず、さらに長期化する米中通商問題など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当食品業界につきましては、本感染症の感染拡大に伴い、巣ごもり消費など新たな需要が創出された一方で、外出自粛や在宅勤務の推進などによる外食需要の減少、近年増加傾向にあったインバウンド需要の消失、テイクアウトやデリバリーサービスの利用定着など、消費者の購買行動や生活様式が変化、多様化したことにより厳しい経営環境となっております。

当社といたしましては、顧客、取引先及び従業員の安全確保を最優先に、マスク着用や手洗い消毒の徹底、Web会議等を活用した営業活動を推進し、出張を伴う営業活動や来客対応を抑制し、感染状況に応じた感染リスクの低減に努めるとともに、製造従事者への感染が広まった場合には、一定期間操業を停止するリスクがあるため、食事場所や休憩室等のエリア分けを行うことで、感染リスクの低減を図り、事業活動を継続してまいりました。

このような状況のもと、当社の当事業年度の売上実績は、本感染症の拡大に伴う外出自粛や在宅勤務の推進により、茶エキスを中心に低調に推移いたしました。

当事業年度における売上高は、茶エキスにつきましては、外出自粛などによる外食需要の減少や在宅勤務の推進などによりオフィス向け需要が減少した結果、緑茶エキス・ほうじ茶エキス等が減少したため、売上高は 2,996百万円(対前年同期比 13.8%減)となりました。

植物エキスにつきましては、前事業年度まで堅調に推移しておりました洋和菓子・デザート類市場において果実エキスの需要が減少したことにより、野菜エキスが増加したものの、果実エキス等が減少したため、売上高は 624百万円(同 17.2%減)となりました。

天然調味料につきましては、新たな生活様式の定着に伴う外食需要の減少や家庭内調理需要の増加などの影響を受け、粉末天然調味料は、粉末魚介・粉末酢等

が増加したものの、粉末鰹節・粉末昆布等が減少したため、売上高は 1,657百万円（同 6.8%減）となり、液体天然調味料は、昆布エキスが増加したものの、鰹節エキス等が減少したため、売上高は 660百万円（同 7.2%減）となりました。

粉末酒につきましては、前事業年度まで堅調に推移しておりました製菓用途の需要が減少したことにより、ブランデータイプ等が増加したものの、ラムタイプ・清酒タイプ等が減少したため、売上高は 136百万円（同 15.0%減）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は 6,081百万円（同 11.7%減）となりました。

損益面につきましては、営業活動の自粛による旅費交通費等の一般管理費は減少したものの、売上高の減少により営業利益は 697百万円（同 28.7%減）、経常利益は 792百万円（同 26.8%減）となりました。また、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、法人税等調整額 367百万円（前事業年度末は △782百万円）を計上したため、当期純利益は 292百万円（同 84.2%減）となりました。

品目別売上高、構成比などにつきましては、次のとおりとなっております。

品 目 別 売 上 高

（単位：百万円）

品 目	主 要 製 品	第 66 期 (2019.4.1~2020.3.31)		第 67 期 (2020.4.1~2021.3.31)		対前期 増減率
		金 額	構成比	金 額	構成比	
茶 エ キ ス	緑茶、ウーロン茶、紅茶、ほうじ茶、麦茶等	3,477	50.5%	2,996	49.3%	△13.8%
粉末天然調味料	鰹節、昆布、椎茸、ソース、酢等	1,779	25.8%	1,657	27.2%	△6.8%
植 物 エ キ ス	野菜エキス、果実エキス等	754	11.0%	624	10.3%	△17.2%
液体天然調味料	鰹節、昆布、椎茸等	711	10.3%	660	10.9%	△7.2%
粉 末 酒	ワイン、みりん、清酒、ブランデー、ウォッカ等	160	2.3%	136	2.2%	△15.0%
そ の 他	試作品等	6	0.1%	6	0.1%	△5.0%
合 計		6,889	100.0%	6,081	100.0%	△11.7%

（注） 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 対処すべき課題

当社といたしましては、特に下記の3点を重要課題として取り組んでおります。これらの課題を継続して確実にクリアすることにより、経営基盤の強化・安定を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

①安全・安心な製品の提供

食に携わる企業として、より高いレベルで顧客・消費者の皆様へ安全・安心な製品を提供するため、食品安全マネジメントシステム（FSSC22000）を導入しているなど、品質保証体制のさらなる強化に努め、品質保証プロセスにおいて、統合的なITシステムを用いた業務改善に取り組んでまいります。

また、原材料トレースや残留農薬等のポジティブリスト制度対応など、安全性の確保に必要な品質管理体制の維持・強化にも継続的に取り組んでまいります。

②生産性の向上及び合理化

世界的な食料需要の増加や天候不順による不漁・不作など原材料調達の不確実性が高まる中、原材料の安定調達やコスト上昇に対処すべく、仕入ルートの拡大や製法改良などにより、利益を生み出しやすい生産体制作りに取り組んでまいります。また、人手不足による労働力不足や人件費増加に対処すべく、製造設備を更新し、自動化・省人化を推進してまいります。

③高付加価値製品の開発

開発技術、製造技術及び装置技術を融合することで、事業活動全体で高い付加価値を生み出し続けることができる体制を構築してまいります。さらに、顧客ニーズを的確に把握し、そのニーズを製品として結実させていく、組織的かつ提案型の営業活動を行ってまいります。

※新型コロナウイルス感染症への考え方について

従業員の安全確保を最優先に、新型コロナウイルス感染予防対策を継続実施するとともに、市場環境の変化に留意しながら業績影響を極小化すべく取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は、180百万円であります。その主な内容は、試作用多機能抽出機であります。

(4) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第 64 期 (2018年 3月期)	第 65 期 (2019年 3月期)	第 66 期 (2020年 3月期)	第 67 期 (2021年 3月期)
売 上 高	6,640	6,850	6,889	6,081
経 常 利 益	1,248	1,123	1,083	792
当 期 純 利 益	954	727	1,855	292
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	152.86円	116.43円	296.57円	46.74円
総 資 産	17,885	18,051	19,282	20,051
純 資 産	15,557	16,072	17,784	18,381

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第65期の期首から適用しており、第64期に係る総資産額につきましては、当該会計基準を遡って適用しております。
3. 第64期(2018年3月期)
茶エキス及び植物エキスの増加や、粉末天然調味料の微増により、売上高は増収となりました。損益面では、受取配当金の計上により、経常利益は増益となりました。また、投資有価証券売却益の計上により、954百万円の当期純利益となりました。
4. 第65期(2019年3月期)
植物エキス及び粉末酒の増加や、粉末天然調味料の微増により、売上高は増収となりました。損益面では、人件費や燃料コストの上昇により、経常利益は減益となりました。また、投資有価証券評価損の計上により、727百万円の当期純利益となりました。
5. 第66期(2020年3月期)
植物エキス及び粉末酒の増加や、茶エキスの微増により、売上高は増収となりました。損益面では、売上原価の増加により、経常利益は減益となりました。また、法人税等調整額の計上により、1,855百万円の当期純利益となりました。
6. 第67期(2021年3月期)
当事業年度の状況につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

1. 親会社の状況
該当する事項はありません。
2. 子会社の状況
該当する事項はありません。
3. 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社の主な事業内容は、茶エキス、天然調味料、植物エキス及び粉末酒の製造販売であります。主要製品につきましては、前記品目別売上高に記載のとおりであります。

(12) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

本社及び本社工場 (愛知県小牧市)
第二工場 (愛知県小牧市)
第三工場 (愛知県春日井市)

(13) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
178名	4名増	37.6歳	15.9年

(注) 上記従業員数には嘱託社員・パートタイム社員 (30名) は含んでおりません。

(14) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社名古屋銀行	500,000千円
株式会社愛知銀行	100,000千円
株式会社十六銀行	50,000千円

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,259,838株（自己株式 3,066,622株を除く）
- (3) 株主数 1,149名

(4) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐藤 仁一	2,051 千株	32.77 %
横浜冷凍株式会社	579	9.25
ブルドックソース株式会社	390	6.23
レイズネクスト株式会社	295	4.72
光通信株式会社	274	4.37
株式会社名古屋銀行	271	4.33
株式会社愛知銀行	267	4.27
湯原 善衛	252	4.02
佐藤 京子	203	3.25
株式会社十六銀行	200	3.19

(注) 当社は、自己株式 3,066千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除し算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

(1) 当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名称 (発行決議日)	新株予約権の 目的となる 株式の種類 及び数	新株予約権の 割当時の 払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使時の 払込金額 (1株当たり)	新株予約権の 行使期間	新株予約権の 個数及び 保有者数
第1回新株予約権 (2014年7月18日)	普通株式 4,710株	626円	1円	2014年8月5日から 2044年8月4日まで	471個 3名
第2回新株予約権 (2015年7月17日)	普通株式 5,240株	674円	1円	2015年8月4日から 2045年8月3日まで	524個 4名
第3回新株予約権 (2016年7月22日)	普通株式 6,810株	638円	1円	2016年8月9日から 2046年8月8日まで	681個 4名
第4回新株予約権 (2017年8月25日)	普通株式 5,890株	1,012円	1円	2017年9月12日から 2047年9月11日まで	589個 5名
第5回新株予約権 (2018年7月20日)	普通株式 4,380株	1,316円	1円	2018年8月7日から 2048年8月6日まで	438個 5名
第6回新株予約権 (2019年7月19日)	普通株式 6,330株	1,130円	1円	2019年8月6日から 2049年8月5日まで	633個 5名
第7回新株予約権 (2020年7月22日)	普通株式 5,560株	1,218円	1円	2020年8月7日から 2050年8月6日まで	556個 5名

新株予約権の行使の条件

新株予約権を保有する者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、割当てを受けた新株予約権を行使することができます。

(2) 当事業年度中に当社使用人並びに子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	清水 邦 雄	全部門統括 リスクマネジメント・コンプライアンス、内部監査室 担当
常務取締役 上席執行役員	上 田 正 博	営業部、管理部、業務購買部、技術品質保証2部 担当
取締役 上席執行役員	鈴 木 宗 行	技術品質保証1部、生産管理部 担当
取締役 上席執行役員	川 出 明 史	ISO推進室長 製造本部 担当
取締役相談役	長谷川 憲 治	税理士 北斗中央税理士法人相談役
取締 役	秦 博 文	公認会計士 公認会計士秦博文事務所所長 株式会社パローホールディングス社外取締役
常勤監査役	垣 見 泰 年	
監 査 役	申 田 正 克	弁護士 申田法律事務所代表 セブン工業株式会社社外監査役
監 査 役	稲 石 純 二	

(注) 1.取締役秦博文氏は、社外取締役です。

2.監査役申田正克氏及び稲石純二氏は、社外監査役です。

3.当社は、取締役秦博文氏、監査役申田正克氏及び稲石純二氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。

4. (1) 監査役垣見泰年氏は、当社の経理部門において経理経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 監査役申田正克氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務や財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(3) 監査役稲石純二氏は、金融機関における長年の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき社外取締役及び社外監査役と、会社法第423条第1項に関する責任について、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度にかかる取締役個人の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものと判断しております。

役員個人の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

<報酬の種類>

当社の役員報酬は、毎月定額にて支給される「基本報酬」と毎年1回付与される「株式報酬型ストックオプション」で構成されており、社外取締役と監査役は「基本報酬」のみの構成となっております。

経営改革の一環として役員報酬体系の見直しを行い、2014年6月27日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給及び取締役に対する株式報酬型ストックオプション制度の導入を決議しております。なお、同株主総会において、その後重任している役員及び在任中の役員への退職慰労金の支給の時期は各人の退任時とし、具体的な金額等の決定は、役員退職慰労金制度廃止時点の当社所定の基準に従い、廃止時点までの在任期間をもとに、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議により決定することを決議しております。

<報酬の限度額>

取締役の報酬総額は、2018年6月26日開催の定時株主総会において年額180,000千円以内（うち、社外取締役分15,000千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は1名）です。

監査役の報酬総額は、2018年6月26日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

また、上記とは別枠として株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額を2014年6月27日開催の定時株主総会において年額16,500千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は0名）です。

<基本報酬>

取締役の報酬につきましては、会社の業績、各役員の地位や責任範囲などを総合的に勘案し、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、代表取締役社長が報酬案を策定後、取締役会議案として上程し、独立役員である社外取締役と社外監査役が出席する取締役会の決議により、決定しております。

監査役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬総額の限度内において、その配分については監査役会で協議のうえ、決定しております。

<株式報酬型ストックオプション>

当社は株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的に、1株あたり行使価格1円のストックオプションを付与しております。算定方法につきましては、広く採用されているブラック・ショールズ・モデルに基づき割当時点の公正な評価単価を算出し、株式報酬型ストックオプション規程に基づき割当対象者ごとの新株予約権の個数を算定し、独立役員である社外取締役と社外監査役が出席する取締役会の決議により、決定しております。行使時期につきましては、相続の場合を除き、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降としております。

<報酬の支給割合>

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬の支給割合につきましては、会社の業績、各役員の地位や責任範囲などを総合的に勘案して設定しております。

役員区分	役員報酬の構成比		合計
	基本報酬	株式報酬型 ストックオプション	
取締役	92% ~ 89%	8% ~ 11%	100%
社外取締役	100%	0%	
監査役	100%	0%	

(注) この表は役員報酬の年間総額を100%とした場合の報酬割合の変化を示したもので、過去の支給実績を基に算出しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	88 (6)	81 (6)	6 (-)	6 (1)
監査役 (うち社外監査役)	17 (7)	17 (7)	- (-)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	105 (13)	98 (13)	6 (-)	9 (3)

(注) 1.基本報酬の内容は「(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。

2.非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割り当ての際の条件等は「(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりです。また、当事業年度における交付状況は「3.

(1) 当事業年度末日における当社取締役（社外取締役を除く）が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要」に記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

1. 取締役 秦 博文

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

公認会計士秦博文事務所の所長及び株式会社バローホールディングスの社外取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に13回中13回出席しております。公認会計士としての専門的知見から取締役の職務執行に対する監督、助言を適宜行っております。役員報酬の決定に関しても客観的・中立的立場から監督・助言を行っております。また、金融商品取引法により強制適用となった監査上の主要な検討事項についてなど、会計及び財務についても適宜助言を行っております。

2. 監査役 串田 正克

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

串田法律事務所の代表及びセブン工業株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に13回中13回出席し、監査役会には11回中11回出席しております。弁護士としての専門的知見から適宜発言を行っております。

3. 監査役 稲石 純二

ア 重要な兼職先である法人等と当社の関係

該当事項はありません。

イ 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に開催された取締役会に13回中13回出席し、監査役会には11回中11回出席しております。金融機関で培われた知見から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額	20,800千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 監査役会が会計監査人の報酬等の額に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

業務の適正性を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、従来の「内部統制システム構築の基本方針」を、2015年5月13日開催の取締役会において一部改定いたしました。基本方針は以下のとおりとなっております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会が「取締役会規程」及びその他関係規程に則り、経営上の重要な事項について決定及び承認を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ②取締役の職務の執行について各監査役が精緻な監査を行っております。
- ③「内部監査規程」を制定し、代表取締役直轄の内部監査室が、取締役及び従業員の職務の執行における、法令、定款及び社内規程の遵守状況についての監査を行っております。
- ④法令遵守への姿勢を明確にするため「コンプライアンス規程」を制定し、「社員行動指針」を中心に取締役及び従業員の遵法体制の強化推進を行っております。
- ⑤「ヘルプライン規程」を制定するとともに、社外及び社内に「相談等受付窓口」を設置して、不祥事の未然防止体制を強化しております。
- ⑥社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、警察・顧問弁護士と連携をとり、被害の防止を含め一切の関係を遮断するための組織体制の確保、向上を図るなど、毅然とした姿勢で対応します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役の職務執行に係る情報の管理・保存について

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務執行に係る情報につきましては、当社「文書管理規程」等に則り、管理・保存しております。取締役及び監査役、会計監査人は、同規程に従い、いつでもこれらの情報を閲覧することができません。

②個人情報の管理について

個人情報の管理については、情報漏洩防止のための行動規範を「社員行動指針」に盛り込むとともに、全社員のパソコンに情報漏洩防止を目的とした検証ソフトを組み込み、定期的にチェックを行っております。また、本社組織の入退室にはセキュリティロックシステムを導入し、情報漏洩防止をはじめとするセキュリティ体制の強化を図っております。

③データベース化について

情報の不正使用及び漏洩防止をより徹底するため、主としてシステム面からデータベース化を図り、当該文書の存否及び保存状況を迅速に検索できる体制構築等に向けて取り組んでまいります。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①代表取締役を委員長とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、当社「コンプライアンス規程」に従って、潜在的なリスクの抽出及びその発生予防に努め、組織横断的なリスク管理を行います。
- ②内部監査室が、各業務部門と連携してリスク管理の状況を確認・評価し、その結果を定期的に取り締役会及び監査役会に報告します。
- ③不測の事態が発生した場合には、損失の拡大防止策や再発予防策の策定など、必要な対応を審議し、決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、「役員就業規則」のほか、「役員職務権限規程」に則り、職務の執行を行います。
- ②取締役会は、原則月1回開催する定例取締役会、又は必要に応じて開催される臨時取締役会において、会社法が定める専決事項、その他経営基本方針、中期経営計画の策定等の重要な事項及び経営方針等に関する意思決定を行うとともに、各業務部門における決定事項の進捗管理を行い、経営目標の達成を図る体制を確保します。
- ③経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社には親会社及び子会社等は存在しませんが、将来において親会社、子会社等が存在することとなる場合には、企業集団の業務の適正を確保するための体制を確立する所存です。

(6) 監査役の監査についての体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置に当たった具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討します。

- ②監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ア. 監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動については、監査役会の事前の同意を必要とします。
 - イ. 監査役の職務を補助すべき従業員は、当社の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役会の意見に従うものとします。
- ③監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性に関する事項
 - 「内部統制システムに係る監査の実施基準」を制定し、監査役の職務を補助すべき従業員が、監査役の指示に従うべきことを明示します。
- ④取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ア. 取締役及び従業員が監査役からの質問及び情報提供要請に対して速やかに回答するための体制を整えております。
 - イ. 取締役及び従業員は、下記事項については、必ず監査役に報告することとなっております。
 - (i) 当社の内部統制システムの構築に関わる部門の活動状況
 - (ii) 当社の内部監査部門の活動状況
 - (iii) 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - (iv) 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - (v) ヘルプライン制度の運用及び通報の内容
 - (vi) 監査役から要求された契約書類、社内稟議書及び会議議事録の回付
- ⑤前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ア. 「就業規則」や「ヘルプライン規程」等の社内規程において従業員が監査役に対して情報提供を行ったことを理由として解雇等の不利益な取扱い、報復措置を行うことを禁止します。
 - イ. 監査役へ報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない事を確保し、その旨を当社取締役及び従業員に周知徹底します。
- ⑥監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 監査役が、その職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。
- ⑦その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ア. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な情報交換及び連携を図るとともに、自らも適宜監査を実施しております。

- イ. 監査役は、代表取締役との定期的な会議を設け、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題についての相互認識を深める体制を構築します。
- ウ. 監査役は、必要に応じて、監査の実施に当たり弁護士等の専門家との連携を行うことができるものとします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ①当社は、財務報告の信頼性確保及び、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役の指示の下、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保します。
- ②監査役会は、外部会計監査人を適切に選定・評価します。また、外部会計監査人に求められる独立性・専門性を有しているか確認します。
- ③取締役会・監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間、会計監査人と取締役・監査役・内部監査室との連携、会計監査人が不正を発見し適正な対応を求めた場合の対応体制等を確保します。

(8) 業務の適正性を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行の適正性及び効率性確保に関する取り組み

取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役が相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も出席し、随時必要な意見表明を行っております。

また、社外取締役を1名選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

②監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換などを行い、その結果は取締役会などで適宜意見表明しております。

また、取締役会を含めた重要な会議への出席や、決裁済稟議書等の重要な書類の閲覧、代表取締役、会計監査人、内部監査部門との定期的な意見交換会を実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。

③業務の適正性の確保に関する取り組み

内部監査部門である内部監査室は、期初に策定した内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、実施の都度、代表取締役及び監査役へ監査結果の報告を行っております。

(注) 事業報告に記載の金額、株式数、持株比率は表示単位未満は切り捨て、その他の比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,396,973	流動負債	1,596,433
現金及び預金	8,747,349	買掛金	386,854
受取手形	98,862	短期借入金	670,000
売掛金	1,166,458	未払金	161,352
製品	634,879	未払費用	96,620
仕掛品	373,911	未払法人税等	148,329
原材料及び貯蔵品	339,523	預り金	18,886
前払費用	15,330	賞与引当金	113,000
未収消費税等	18,570	その他	1,389
その他	2,086		
固定資産	8,654,190	固定負債	72,779
有形固定資産	4,978,341	役員退職慰労引当金	17,130
建築物	1,535,531	資産除去債務	55,649
構築物	61,481		
機械及び装置	761,766	負債合計	1,669,212
車両運搬具	2,367	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	53,179	株主資本	17,435,460
土地	2,558,304	資本金	3,672,275
建設仮勘定	5,710	資本剰余金	4,440,440
無形固定資産	50,440	資本準備金	3,932,375
借地権	8,161	その他資本剰余金	508,065
ソフトウェア	41,007	利益剰余金	12,737,347
電話加入権	1,231	利益準備金	153,500
その他	39	その他利益剰余金	12,583,847
投資その他の資産	3,625,408	固定資産圧縮積立金	7,927
投資有価証券	3,294,466	別途積立金	9,360,103
破産更生債権等	1,408,482	繰越利益剰余金	3,215,815
長期前払費用	2,107	自己株式	△3,414,602
繰延税金資産	62,466	評価・換算差額等	910,016
その他	266,367	その他有価証券評価差額金	910,016
貸倒引当金	△1,408,482	新株予約権	36,474
		純資産合計	18,381,951
資産合計	20,051,164	負債純資産合計	20,051,164

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,081,691
売 上 原 価		4,552,021
売 上 総 利 益		1,529,669
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		831,821
営 業 利 益		697,848
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,105	
有 価 証 券 利 息	392	
受 取 配 当 金	73,041	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	48	
そ の 他	24,849	99,437
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,760	
貯 蔵 品 処 分 損	620	
そ の 他	5	4,387
経 常 利 益		792,898
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	6,480	
損 害 賠 償 金	440	
そ の 他	0	6,921
税 引 前 当 期 純 利 益		785,977
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	125,500	
法 人 税 等 調 整 額	367,886	493,386
当 期 純 利 益		292,590

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	3,672,275	3,932,375	508,065	4,440,440
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	3,672,275	3,932,375	508,065	4,440,440

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自己株式	株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
		固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	153,500	9,609	9,060,103	3,409,338	12,632,552	△3,414,602	17,330,665
当期変動額							
剰余金の配当	-	-	-	△187,795	△187,795	-	△187,795
当期純利益	-	-	-	292,590	292,590	-	292,590
固定資産圧縮積立金の取崩	-	△1,681	-	1,681	-	-	-
別途積立金の積立	-	-	300,000	△300,000	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	△1,681	300,000	△193,522	104,795	-	104,795
当期末残高	153,500	7,927	9,360,103	3,215,815	12,737,347	△3,414,602	17,435,460

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	424,428	424,428	29,702	17,784,796
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△187,795
当期純利益	—	—	—	292,590
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	485,587	485,587	6,772	492,359
当期変動額合計	485,587	485,587	6,772	597,155
当期末残高	910,016	910,016	36,474	18,381,951

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び原材料……総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

貯蔵品……最終仕入原価法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く）

ただし、機械及び装置および1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物 3年～38年

機械及び装置 4年～10年

工具器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用分のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金……

役員退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づき、2014年6月27日（第60期定時株主総会）までの在任期間に対する将来の見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産

当年度の計算書類に計上した金額 62,466千円

新型コロナウイルス感染症の収束時期や影響の程度を予測することは困難な状況であるものの、2021年4月に首都圏をはじめとする一部地域で3度目の緊急事態宣言が発出された他、変異株の感染拡大が懸念されるなど、依然として社会経済活動に大きな影響を及ぼしており、事態の収束とその後の景気回復には、相当な期間を要するものと予想されるため、2022年3月期以降も新型コロナウイルス感染症の影響が当面の間継続するとの仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 10,315,769千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	9,326,460	—	—	9,326,460

2. 事業年度の末日における自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,066,622	—	—	3,066,622

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	93,897	15.00	2020年3月31日	2020年6月30日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	93,897	15.00	2020年9月30日	2020年12月4日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	93,897	15.00	2021年3月31日	2021年6月30日

4. 当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数	
普通株式	38,920株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税等	14,798千円
賞与引当金	34,578千円
税務上の繰越欠損金	698,371千円
貸倒引当金	430,995千円
役員退職慰労引当金	5,241千円
減損損失	6,508千円
投資有価証券評価損	49,087千円
資産除去債務	17,028千円
新株予約権	11,161千円
その他	6,281千円

繰延税金資産小計 1,274,053千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 $\triangle 281,734$ 千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 $\triangle 517,667$ 千円

評価性引当額小計 $\triangle 799,402$ 千円

繰延税金資産合計 474,650千円

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金 3,495千円

其他有価証券評価差額金 408,688千円

繰延税金負債合計 412,184千円

繰延税金資産の純額 62,466千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率 30.6%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目 0.3%

受取配当金等永久に益金に算入されない項目 $\triangle 0.5$ %

住民税均等割等 0.5%

評価性引当額の増減 30.8%

所得税額控除 $\triangle 1.4$ %

その他 $\triangle 2.0$ %

税効果会計適用後の法人税等の負担率 58.3%

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金調達については、銀行等金融機関からの借入れにより調達しております。資金運用については、大半を短期的な預金で運用しております。また、一部の余裕資金の効率的な運用を図ることを目的に有価証券運用規程・基準に則り公社債等の運用を行っておりますが、決して投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金の回収についてのリスクとしては、顧客の信用リスクが考えられます。当該リスクに関しては、当社の販売管理規程及び与信規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として取引先の株式であり、これについてのリスクとしては、市場価格の変動リスクが考えられます。上場株式については毎月把握された時価が取締役会に報告されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。借入金金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、これに関するリスクとしては、金利の変動リスクが考えられますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。また、担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2) 参照)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,747,349	8,747,349	—
(2) 受取手形	98,862	98,862	—
(3) 売掛金	1,166,458	1,166,458	—
(4) 投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100,670	100,056	△614
②その他有価証券	3,093,983	3,093,983	—
(5) 破産更生債権等	1,408,482	—	—
貸倒引当金 (※1)	△1,408,482	—	—
	—	—	—
資産計	13,207,325	13,206,711	△614
(1) 買掛金	386,854	386,854	—
(2) 短期借入金	670,000	670,000	—
負債計	1,056,854	1,056,854	—

(※1) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、及び(3) 売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 破産更生債権等

破産更生債権等については、全額貸倒引当金を計上しております。

負債

(1) 買掛金、及び(2) 短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	99,813

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含まれておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年内	5年超
現金及び預金	8,747,349	—	—
受取手形	98,862	—	—
売掛金	1,166,458	—	—
投資有価証券			
満期保有目的の債券(社債)	—	—	100,000
合計	10,012,671	—	100,000

(注4) 短期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超
短期借入金	670,000	—
合計	670,000	—

(関連当事者との取引に関する注記)

種 類	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高
主要株主	佐藤仁一	当社会長	被所有 直接 32.78	会長業務の委嘱	報酬の支払 (注) 2	15,795	—	—

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
 2. 報酬額については、委嘱する業務の内容等を勘案し、取締役会にて協議の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 2,930円66銭
 2. 1株当たり当期純利益 46円74銭
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 46円45銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎

- 1株当たり当期純利益
 当期純利益 292,590千円
 普通株主に帰属しない金額 一千円
 普通株式に係る当期純利益 292,590千円
 普通株式の期中平均株式数 6,259千株
 潜在株式調整後1株当たり当期純利益
 普通株式増加数 38千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

佐藤食品工業株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松岡和雄 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐藤食品工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

佐藤食品工業株式会社 監査役会

常勤監査役 垣見泰年[㊟]

社外監査役 串田正克[㊟]

社外監査役 稲石純二[㊟]

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への積極的な利益還元を経営の最重要政策のひとつと認識しており、業績の見通し、財政状況、配当性向及び純資産配当率等を総合的に勘案して配当を実施することを基本方針としております。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び将来にわたる安定した株主利益確保のため、事業の拡大・合理化投資及び厳しい経営環境に勝ち残るための新技術の開発やさらなる品質向上のために有効活用していきたいと考えております。この基本方針に基づき、剰余金の処分につきましては、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第67期の期末配当につきましては、1株につき15円とさせていただきたいと存じます。中間配当金として1株につき15円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき30円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき15円とし、配当総額は93,897,570円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	<p>再任</p> <p>しみずくにお 清水 邦雄 (1948年9月28日生)</p>	<p>1971年4月 株式会社三興製作所（現 レイズネクスト株式会社）入社 1994年7月 同社経営企画本部企画部長 2000年10月 新興プランテック株式会社（現 レイズネクスト株式会社）企画部長 2005年6月 同社取締役 2009年6月 同社代表取締役副社長 2014年6月 同社相談役 2015年6月 当社社外取締役 2017年6月 当社代表取締役専務 2019年6月 当社代表取締役社長（現任）</p> <p>現在の担当 全部門統括 リスクマネジメント・コンプライアンス、内部監査室 担当</p>	12,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 清水邦雄氏は、代表取締役社長として、当社の経営を担っており、長期ビジョンや中期経営計画に基づき事業を牽引しております。また、プラントエンジニアリング会社での経営企画や経営全般に豊富な経験を有していることを踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために、適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>			
2	<p>再任</p> <p>う え だ ま さ ひ ろ 上田 正博 (1970年6月15日生)</p>	<p>2006年10月 当社入社 2007年3月 当社管理部電算課長 2007年9月 当社管理部長兼経理課長兼電算課長 2009年6月 当社執行役員管理部長兼経理課長 2012年4月 当社執行役員管理部長兼営業部次長 2015年6月 当社取締役管理部長 2017年6月 当社取締役 2019年6月 当社常務取締役（現任）</p> <p>現在の担当 営業部、管理部、業務購買部、技術品質保証2部 担当</p>	2,400株
<p>【取締役候補者とした理由】 上田正博氏は、常務取締役として、当社の経営を担っており、営業部・管理部・業務購買部・技術品質保証2部を統括し、各部門の構造改革と生産性向上を推進しております。管理部門での業務を中核に、管理部長・営業部次長の経験を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のために、適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> すずきむねゆき 鈴木宗行 (1964年1月18日生)	1986年4月 当社入社 1998年4月 当社製造部第三課長 2000年4月 当社生産技術部品質保証課長 2002年10月 当社技術部研究開発課第二課長 2004年3月 当社技術部次長 2005年4月 当社技術部長 2006年6月 当社取締役兼執行役員技術部長 2008年1月 当社取締役兼執行役員品質保証部長兼生産部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2010年2月 当社代表取締役社長兼工務本部長 2010年7月 当社代表取締役社長兼技術開発本部長 2012年4月 当社代表取締役社長兼営業部長 2012年6月 当社取締役兼執行役員営業部長 2014年6月 当社取締役営業部長 2016年6月 当社取締役(現任) 現在の担当 技術品質保証1部、生産管理部 担当	2,300株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【取締役候補者とした理由】</div> 鈴木宗行氏は、製造部門や研究開発部門、品質保証部門の管理職を歴任し、現在は技術品質保証部門および生産管理部門を統括して、新商品開発の推進や品質管理体制の強化、生産計画の最適化などを行っております。製造、開発、営業等の幅広い経験と見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> はせがわけんじ 長谷川 憲治 (1943年1月3日生)	1972年8月 税理士事務所開設 1993年1月 当社顧問税理士 2000年6月 当社監査役 2009年6月 当社常勤監査役 2010年10月 北斗中央税理士法人相談役(現任) 2011年6月 当社取締役 2012年6月 当社常務取締役 2013年10月 当社代表取締役専務 2017年6月 当社取締役相談役 2018年6月 当社取締役 2019年6月 当社取締役相談役(現任)	5,600株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">【取締役候補者とした理由】</div> 長谷川憲治氏は、監査役、代表取締役を歴任し、企業経営における幅広い経験と知見を有しております。また、税理士としての社内外での豊富な経験と見識も有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために適切な人材として、引き続き取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
5	<p>再任</p> <p>はた ひろふみ 秦 博文 (1951年12月16日生)</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1979年10月 監査法人八木・浅野事務所(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>1999年5月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 代表社員</p> <p>2007年7月 日本公認会計士協会理事</p> <p>2014年6月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 退所</p> <p>2014年7月 公認会計士秦博文事務所所長(現任)</p> <p>2015年6月 株式会社パローホールディングス社外取締役(現任)</p> <p>2015年6月 当社社外監査役</p> <p>2017年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 秦博文氏を社外取締役候補者とした理由は、社外役員以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士として豊富な経験や見識を有しており、引き続き当該見識を活かした専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与いただく予定です。</p>	0株
6	<p>新任</p> <p>みつだ ひろみち 光田 博充 (1951年3月1日生)</p> <p>社外 独立役員</p>	<p>1974年4月 朝日麦酒株式会社 入社</p> <p>1989年7月 アサヒ飲料株式会社 飲料研究所所長</p> <p>2000年4月 同社明石工場長</p> <p>2006年3月 同社取締役研究開発本部長</p> <p>2009年3月 同社専務取締役</p> <p>2013年4月 光田技術士事務所開設(現任)</p> <p>2015年3月 カンロ株式会社社外取締役(現任)</p> <p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 光田博充氏を社外取締役候補者とした理由は、食品業界の開発・製造分野における豊富な経験や見識、食品会社での役員経験を有しており、当該見識を活かした専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためです。また、同氏が選任された場合は、経営陣から独立した客観的かつ中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与いただく予定です。</p>	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 秦博文氏及び光田博充氏は、社外取締役候補者です。
3. 当社は、秦博文氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、光田博充氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 秦博文氏は当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
- また、同氏は過去に当社の社外監査役でありました。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、秦博文氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が社外取締役に再任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。また、光田博充氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役稲石純二氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

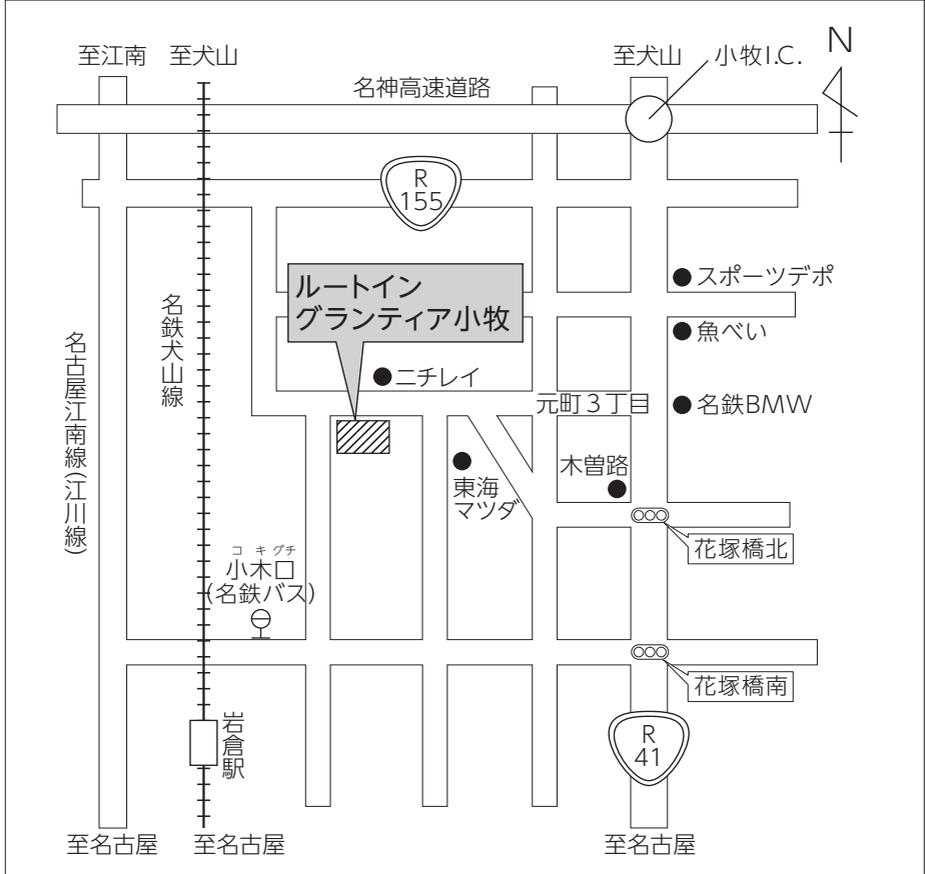
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> いないし じゅんじ 稲石 純二 (1951年8月15日生)	1974年4月 株式会社名古屋銀行入行 1995年4月 同行師勝支店長 1998年4月 同行川原通支店長 2000年6月 同行東新町支店長 2002年6月 同行豊田南支店長 2004年4月 同行浜松支店長 2007年6月 株式会社名古屋住宅流通サービス取締役 2012年6月 同社取締役退任 2017年6月 当社社外監査役(現任)	0株
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立役員</div>		

- (注) 1. 稲石純二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲石純二氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、稲石純二氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 稲石純二氏は当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
5. 社外監査役候補者の選任理由
 稲石純二氏は、同氏のこれまでの金融機関で培われた豊富な経験や専門知識を活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の業務執行を監査いただけると判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。
6. 社外監査役との責任限定契約について
 当社は、稲石純二氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、法令の定める限度額の範囲内でその責任を負担する責任限定契約を締結しております。同氏が社外監査役に選任された場合には、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場…愛知県小牧市新小木二丁目33番地
ルートイングランティア小牧
3階 □イヤルホール
電話 0568-71-0011



交通案内

- 名神高速道路「小牧」I.C.よりお車で約6分。
- 名鉄犬山線「岩倉駅」下車
（・名鉄バス「小牧駅」行「コキグチ 小牧口」バス停下車 徒歩10分
（・タクシー約10分

